

## 今次海洋汚染防止条約改正の概要

### 1. シングルハルトンカーのフェーズアウト促進（第 13G 規則）

#### (1) ダブルハル化の時期の前倒し（13G パラ 4）

|         |   |
|---------|---|
| カテゴリー 1 | 2005 年の引渡し日(4 月 5 日前は 4 月 5 日)              |
| カテゴリー 2 | 77 年前に引渡された船：2005 年の引渡し日(4 月 5 日前は 4 月 5 日) |
| カテゴリー 3 | 78・79 年に引渡された船：2006 年の引渡し日                  |
|         | 80・81 年に引渡された船：2007 年の引渡し日                  |
|         | 82 年に引渡された船：2008 年の引渡し日                     |
|         | 83 年に引渡された船：2009 年の引渡し日                     |
|         | 84 年以後に引渡された船：2010 年の引渡し日                   |

カテゴリー 1：2 万載貨重量トン以上の原油、重油タンカー及び 3 万載貨重量トン以上の精製油タンカーであって、1982 年までに引渡されたシングルハルトンカー

カテゴリー 2：2 万載貨重量トン以上の原油、重油タンカー及び 3 万載貨重量トン以上の精製油タンカーであって、1982 年から 1996 年までに引渡されたシングルハルトンカー

カテゴリー 3：カテゴリー 1 及び 2 より小型で、5 千載貨重量トン以上のシングルハルトンカー

#### (2) 状態評価スキーム（CAS）の受検（13G パラ 6）

カテゴリー 2 又は 3 の油タンカーは、船齢 15 歳以上になると主管庁が行う CAS に適合しなければならない。

#### (3) 主管庁裁量による運航継続

##### (a) 二重底タンカー等の運航継続（13G パラ 5）

二重底、二重船側等のカテゴリー 2 又は 3 のタンカーについて、主管庁は、2001 年 7 月 1 日現在運航していて船舶の状態に変更がないこと等を条件に船齢 25 歳まで運航の継続を認めることができる。

主管庁は、上記継続を認める場合は、IMO に通報する。  
入港国は、上記船舶の入港を 2015 年以降拒否することができる。

### (b)CAS による運航継続 (13G パラ 7)

カテゴリ-2 又は 3 のタンカーについて、主管庁は、CAS の結果により差し支えないと判断される場合には、2015 年又は船齢 25 歳のいずれか早い時期まで運航の継続を認めることができる。主管庁は、上記継続を認める場合、止める場合等は、IMO に通報する。  
入港国は、上記船舶の入港を拒否することができる。

## 2 . 重質油輸送に関する規制 (第 13H 規則)

### (1)重質油(Heavy Grade Oil)の定義 (13H パラ 2)

- ・ 15 での密度が  $900\text{kg} / \text{m}^3$  を超える原油
- ・ 15 での密度が  $900\text{kg} / \text{m}^3$  を超え又は 50 での動粘度が  $180\text{mm}^2 / \text{s}$  を超える重油
- ・ ビチューメン、タール及びそれらの乳化物

### (2)重質油輸送を行うタンカーのダブルハル化の時期 (13H パラ 4)

|                  |                         |
|------------------|-------------------------|
| 5000D/W 以上       | 2005 年 4 月 5 日までにダブルハル化 |
| 600D/W ~ 5000D/W | 2008 年の引渡し日までにダブルハル化    |

### (3)主管庁裁量による運航継続

#### (a)二重底タンカー等の運航継続 (13H パラ 5)

二重底、二重船側等の 5000D/W 以上の重質油を輸送する油タンカーについて、主管庁は、2003 年 12 月 4 日現在運航している船舶の状態に変更がないこと等を条件に船齢 25 歳まで運航の継続を認めることができる。

主管庁は、上記継続を認める場合、止める場合等は、IMO に通報する。

入港国は、上記船舶の入港を拒否することができる。

**(b)原油タンカーの運航継続 (13H パラ 6(a))**

15 での密度が  $900\text{kg}/\text{m}^3 \sim 945\text{kg}/\text{m}^3$  の原油を輸送する 5000D/W 以上のタンカーについて、主管庁は、CAS の結果により差し支えないと判断される場合には、船齢 25 歳まで運航の継続を認めることができる。

主管庁は、上記継続を認める場合、止める場合等は、IMO に通報する。

入港国は、上記船舶の入港を拒否することができる。

**(c)小型タンカーの運航の継続 (13H パラ 6(b))**

600D/W 以上 5000D/W 未満の重質油を輸送する油タンカーについて、主管庁は、大きさ、船齢、運航海域及び船舶の構造状態を勘案して、船齢 25 歳まで運航の継続を認めることができる。

主管庁は、上記継続を認める場合、止める場合等は、IMO に通報する。

入港国は、上記船舶の入港を拒否することができる。

**(d)内航船の適用免除**

内航の重質油輸送を行う油タンカーについて、主管庁は、この規則の適用を免除することができる。

主管庁は、上記免除を認める場合等は、IMO に通報する。